

京都市訓令甲第20号

保健福祉局

京都市市営葬儀事務所職員執務規程の廃止について次のように定める。

平成17年3月29日

京都市長 榊本頼兼

京都市市営葬儀事務所職員執務規程は、廃止する。

附 則

この訓令は、平成17年4月26日から施行する。

(保健福祉局生活福祉部地域福祉課)